

## 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

## ★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。(高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、生活援護課、保健医療年金課)

## 【回答】

高齢者総合福祉計画、地域福祉計画及び障がい者総合福祉計画に基づき、限られた財源の中で市民満足度の最大化を図ることができるよう、計画的に高齢者福祉及び障がい者福祉の増進に努めていきます。

また、国民健康保険事業、福祉医療制度につきましては、今後も社会情勢の変化などに対応しながら、制度の見直し等を進めていきます。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。(政策推進課、財政課)

## 【回答】

地方財政制度に関する要望は、内容を検討のうえ、市長会等を通じて行っています。また、臨時交付金にかかわらず必要な事業や施策について実施していきます。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。(収納課)

## 【回答】

この内容につきまして現在導入の予定はありません。

## 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

## 1. 安心できる介護保障について

## (1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。(介護保険課)

## 【回答】

介護保険料の減免につきましては、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合に、減免を行っています。

介護保険料につきましては、被保険者の所得状況や世帯の市民税課税状況を基に負担能力に応じて設定されています。21年度からは税制改正に伴う激変緩和措置の終了により影響を受ける方々の保険料の上昇を軽減するため、世帯課税で本人の公的年金等の収入金額等が80万円以下、合計所得金額が500万円以上等新たに段階を設置し、所得段階に応じてきめ細く、8段階制としました。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。(介護保険課)

## 【回答】

介護サービスの利用料の減免につきましては、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合、一時的に負担額を減額する制度があります。また、世帯の市民税課税状況及び本人の所得状況に応じて負担上限額を定めた高額介護サービス費の支給制度や、施設入所者の居住費・食費の特定入所者介護サービス費等により、低所得者への負担軽減制度が行われています。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。(介護保険課)

## 【回答】

事業所へは、「訪問介護サービス」の取り扱いについて周知しており、今後も必要に応じて情報提供していきます。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。**(高齢福祉課、介護保険課)**

【回答】

特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護については、高齢者総合福祉計画に掲げる整備目標達成に向け、社会福祉法人等による整備を支援していきます。

平成 21 年度末で、市内には、特別養護老人ホームは6施設、小規模特別養護老人ホームは2施設、小規模多機能施設は4施設あります。平成 21 年度から 23 年度を期間とする第4期介護保険事業計画では、特別養護老人ホーム 133 床、小規模特別養護老人ホーム 58 床、小規模多機能施設 11 施設の整備計画を掲げており、さらに、国の介護基盤緊急整備として特別養護老人ホーム20床を前倒して整備します。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。**(高齢福祉課)**

【回答】

地域で介護を担う人を育成するため、高齢者や障がい者の家族を介護している方または過去に介護していた方を対象に、ホームヘルパー養成研修2級課程を修了した方に受講料の一部を助成しています。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。**(高齢福祉課)**

【回答】

給食サービスは、週3回(火・木・金)の昼食を配食し、安否確認を兼ねて実施しています。

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。**(高齢福祉課)**

【回答】

生活支援としては、給食サービスや、介護認定前的高齢者を対象にホームヘルパーを派遣し、家事支援を実施しています。

安否確認として、老人クラブの友愛訪問、福祉電話貸与者に電話訪問、緊急通報システムの設置などを実施しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。**(交通対策課)**

【回答】

かすがいシティバスは、平成 21 年 10 月1日から今まで運行していた地域に加え、牛山町、上条町など民間バスが運行しておらず高齢者が多く住んでいる地域に新たにバス路線を設置しました。また、75 歳以上の高齢者は運賃を 200 円から 100 円に割り引く制度も実施しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねた

きりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。(高齡福祉課)

【回答】

家に閉じこもりがちな高齡者に「ふれあいディサービス」を福祉の里・第1介護サービスセンターの2か所で、また、地域の身近な集まりの場として、地区社会福祉協議会(10 団体)が「ふれあいミニディサービス」、地区社会福祉協議会(11 団体)が「いきいきサロン」を実施しています。

エ. 高齡期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齡者住宅を公営で整備してください。(住宅施設課)

【回答】

市営住宅については、現状で、1階の通路へのスロープが設置されています。また、1階の住戸の入り口玄関戸は引き戸とし、僅少な段差に留めて施工しています。

平成18年度以後に供用開始した住戸については、全て玄関戸は引き戸で、僅少な段差に留めた施工をしています。

また、中層(3階建て)以上の住棟にエレベーターを増築する事業を進めており、本年度、市営杖ヶ島住宅A棟への設置をもって計画していた事業が完了します。

### ★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。(介護保険課)

【回答】

要介護の認定者で身体障がい者手帳の交付を受けている者等と障がいの程度が同程度の者については、障がい者控除の対象としています。要介護状態でも、障がい高齡者の日常生活自立度や認知症高齡者の日常生活自立度が両方とも自立又はほぼ自立に該当する場合は当市では障がい者控除の対象から除いています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。(介護保険課)

【回答】

65歳以上、要介護1~5、かつ障がい高齡者の日常生活自立度や認知症高齡者の日常生活自立度等が一定の基準を満たす方に対して障害者控除対象者認定書を送付することを検討しています。

## 2. 高齡者医療などの充実について

★①後期高齡者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齡者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。(保険医療年金課)

【回答】

後期高齡者医療被保険者で、身体・知的障がい者等、母子・父子家庭等、精神障がい(精神手帳1・2級所持者)者が医療機関で受診した場合、入院通院に係る医療費の自己負担分を助成しております。

当市では、愛知県の制度より拡大して、非課税者の独り暮らし高齡者、精神障がい者保健福祉手帳1・2級以外の自立支援医療(精神通院)受給者を対象としています。

②後期高齡者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。(保険医療年金課)

【回答】

「被保険者証の返還」及び「資格証明書の交付」については、被保険者間の負担の公平の

観点から、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を納めていただけない方に対して、やむを得ず行うものであり機械的に実施するものではありません。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。(保険医療年金課)

【回答】

今後の県の動向や各市町の動向を注視していきます。

### 3. 子育て支援について

- ★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。(保険医療年金課)

【回答】

平成22年7月より、県制度の通院未就学児を拡大して中学校3年生の年度末まで対象者を拡大いたしました。今後は子育て支援のあり方等、総合的な観点から検討していきます。

- ★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。(子ども政策課)

【回答】

昨年の14回分84,720円から22年度は内容を厚生労働省の指針に合わせ充実し、費用も101,950円に引き上げ、妊娠出産時の健康管理を図っているところです。

産後健診の助成については、今後の動向を見守っていきます。

- ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。(学校教育課)

【回答】

春日井市では、就学援助の認定対象者数が平成17年度1,045人、平成18年度1,076人、平成19年度1,171人、平成20年度1,188人、平成21年度1,356人と、ここ数年増加しています。また、市の財政的負担が増加している中であっても、就学援助の内容を据え置き、制度が後退することのないよう努めてきました。現状では、本市の認定基準は近隣市町と比較しても低いものでなく、認定基準の緩和については検討しておりません。

申請の受付については、教育的立場から「経済的理由によって就学が困難」な状態を把握するため学校長の意見が必要であり、また子どもたちが小中双方に在籍する場合など学校間の連絡を密にする必要があることから、学校での受付としています。

なお、当市では申請手続きに民生委員の証明は必要としていません。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。(学校給食センター)

【回答】

給食費は、材料代の代価として保護者に負担していただくことになっており、無償とすることは考えていません。

### 4. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。(保険医療年金課)

【回答】

国保制度の安定的な維持・運営を図り、財政運営の広域化により運営リスクの低減を目的とした国民健康保険の広域化の推進につきましては、必要と考えています。

★②保険料(税)について**(保険医療年金課)**

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

国民皆保険制度の基幹である国民健康保険制度の継続的、安定的な運営のためには、累積赤字を何もせず看過することはできません。また、平成20年4月には、後期高齢者医療制度の創設に伴い新たな支援金や前期高齢者医療に係る財源調整制度の新設、並びに特定健診や保健指導実施の医療保険者への義務化など、医療制度が改定されたことから、賦課限度額を含め税率の見直しを実施したところです。

所得の少ない世帯へは、「7・5・2軽減」を実施するなど、低所得世帯への影響を極力抑えるよう配慮しています。

★③保険料(税)滞納者への対応について**(保険医療年金課)**

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

資格証明書の発行については、納税面談にも応じていただけない世帯に対して、実施しております。

また、短期証の交付については、折衝機会の創出を目的としています。

本市では、毎週水曜日(午後7時まで)及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く設けるとともに加入者の生活実態などを把握する中、滞納者への対応を実施しています。

なお、差押えなどについては、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法・地方税法に基づき、適正に事務を進めています。

無保険者の調査については、現在予定していません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。**(保険医療年金課)**

【回答】

一部負担金の減免制度につきましては、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により一部負担金の支払いが困難になった方に対し、生活保護基準額の1.1倍までを免除、1.1~1.2倍までを減額とする取扱いを実施しています。また、制度の案内をホームページに掲載しています。

## 5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。**(障がい福祉課)**

- ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。
- イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。
- ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。
- エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。
- オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

### 【回答】

障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、国においては21年4月から障がい者本人の収入を認定することとなり、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用することとしています。施設での食費負担の軽減についても、平成18年10月から市の心身障がい者扶助料を入所者も対象としており、引き続き実施していきます。

現在国においては、障害者自立支援法を廃止し、新たな法整備を図ることとしていることから、その動向を見守っています。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。**(障がい福祉課)**

### 【回答】

市では、春日井市障害者福祉施設等整備補助要綱に基づき、市内でのケアホーム・グループホームの整備に対して、予算の範囲内で補助金を交付することとしています。

## 6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。**(健康増進課、保険医療年金課)**

### 【回答】

「特定健診」は、4～12月に92箇所の個別医療機関(委託)及び年10回/2箇所の集団健診を実施しており、自己負担額は個別・集団ともに無料としています。

また、特定健診後に実施される特定保健指導の期間を考慮し、特定健診の実施期間を4～12月としています。

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者のがん検診は、年1回の受診を無料としています。

がん検診は疾病の早期発見及び早期治療を図るうえで大変重要なことであり、昨今の厳しい社会経済情勢の中においても、その事業の維持及び充実が重要となっています。こうしたことから、がん検診の自己負担額につきましては、受益者負担を原則とし適正な料金設定をしています。

各種がん検診の実施は、対象となる市民に受診券を郵送し、市内指定医療機関で年度内の2月まで受診できるよう個別医療機関委託方式としています。

なお、満70歳以上の人、満69歳以下で、

- (1)春日井市国民健康保険加入者
- (2)愛知県後期高齢者医療制度加入者
- (3)生活保護世帯の人

(4)世帯全員が市民税非課税の人

は、がん検診の自己負担額を無料としています。

また、昨年度に引き続きまして、女性特有のがん検診推進事業を実施し、子宮頸がん及び乳がんの検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図っています。

歯周疾患検診につきましては、成人全般を対象とした歯周病予防教室(集団での健診と指導)を年4回実施するとともに、節目健診として40・50・60・65・70歳の方を対象に、医療機関において個別健診を無料で実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。(健康増進課、保険医療年金課)

【回答】

特定健診としては、考えていません。

## 7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。(健康増進課)

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。(健康増進課)

【回答】

ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは乳幼児の感染症予防対策として、また、子宮頸がんワクチンは接種と定期検診の受診をあわせてがんの予防対策として、それぞれ有効な手段の一つであることは市としても認識しています。

ワクチンを接種することで、疾病の重篤化や発症の予防効果が期待できるとされ、法律に基づかない任意の予防接種となっていますが、今後各医療機関での接種が増えていくことが見込まれます。つきましては、各ワクチンの供給量、接種費用、効果などの情報収集に取り組み、国の動向も注視しながら公費助成について検討していきます。

なお、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成につきましては、満75歳以上の市民を対象に、平成22年9月1日接種分から1回あたり3,000円の助成を開始いたしました。

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。(生活援護課)

【回答】

専任の面接相談員を複数配置し、相談者の生活状況をできる限りの確に把握したうえで、他法活用などの助言を適切に行うよう努めています。保護申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付しています。

所持金や電気・水道・ガスの使用状況を確認し、法定期限内での決定に努めると同時に、社会福祉協議会による緊急小口融資などの連携を図っています。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。(人事課)

【回答】

生活保護の被保護者の増大に伴い、正規職員の増員により対応しています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。**(保険医療年金課)**

【回答】

全国市長会を通じ、最低保障年金を含めた制度の見直しについて要望しています。

- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

**(保険医療年金課)**

【回答】

現在、国において後期高齢者医療制度の廃止に向けて検討が行われており、今後の国の動向を注視していきます。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。**(介護保険課)**

【回答】

介護保険の国庫負担や介護労働者の処遇改善につきましては、今後の状況により必要となった場合には、市長会等を通じて要望していきます。

- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。**(保険医療年金課、子ども政策課)**

【回答】

全国市長会を通じ、子どもの医療費無料化制度の創設について要望しています。**(保険医療年金課)**

また、妊産婦健診の補助金の拡充については、全国市長会を通じて要望書を提出しています。**(子ども政策課)**

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。**(財政課)**

【回答】

国への要望等は考えていません。

- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。**(健康増進課)**

【回答】

国への要望等は考えていません。

- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。**(保険医療年金課、介護保険課)**

【回答】

身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳で一定以上の基準の方には、医療費助成を行っています。

必要に応じて、市長会等を通じて要望していきます。



⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。(健康増進課)

【回答】

ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がんの予防接種については、今年度国・県に対して、定期予防接種化と実施事業費の全額国庫負担を要望しました。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。(保険医療年金課)

【回答】

今後の県の動向や各市町の動向を注視していきます。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。(保険医療年金課)

【回答】

平成 25 年度からの医療制度改正に併せ県において福祉医療全体の見直しを考えていることから、今後の動向を注視していきます。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。(保険医療年金課)

【回答】

要望等は考えていません。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。(保険医療年金課)

【回答】

平成 25 年度からの医療制度改正に併せ県において福祉医療全体の見直しを考えていることから、今後の動向を注視していきます。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。(保険医療年金課)

【回答】

三位一体改革により、平成 17 年度から県財政調整交付金の導入等が図られるなど、県補助金は増額されています。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。(保険医療年金課)

【回答】

平成 25 年度からの医療制度改正に併せ県において福祉医療全体の見直しを考えていることから、今後の動向を注視していきます。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。(障がい福祉課)

【回答】

市では、低所得者について22年4月から障がい福祉サービスと同様に地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援などの地域支援サービスと日常生活用具の利用者負担を無料としています。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。(保険医療年金課)

【回答】

広域連合への要望等は考えていません。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。(保険医療年金課)

【回答】

広域連合への要望等は考えていません。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。(保険医療年金課)

【回答】

広域連合への要望等は考えていません。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。(保険医療年金課)

【回答】

広域連合への要望等は考えていません。

以上